

富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池フォークリフト 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しないフォークリフト
- (2) 環境省補助金 公益財団法人北海道環境財団が交付する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）
- (3) 県補助金 富山県が交付する富山県燃料電池車両普及促進事業費補助金

(補助金の交付)

第3条 市長は、燃料電池フォークリフトの普及を促進することにより、水素エネルギーの導入を拡大し、もって地球温暖化の防止に寄与するため、燃料電池フォークリフトを導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、環境省補助金の額の確定の通知を受けた法人（国、県及び独立行政法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に1年以上事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が実施する「チームとやまし」に登録していること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関

係を有していないこと。

- (5) リース事業者（リース契約に基づき、燃料電池フォークリフトを借主に貸し渡すことを業とする者をいう。）である場合は、前各号に掲げる要件を満たす者とリース契約を締結していること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を満たす燃料電池フォークリフトの購入に要した経費とする。

- (1) 環境省補助金の交付決定に係る燃料電池フォークリフトであること。
- (2) 小型特殊自動車（中古品及び新古品を除く。）であって、市長が小型特殊自動車の標識を交付したものであること。
- (3) 他の同種の補助金（環境省補助金及び県補助金を除く。）の交付の対象となっていないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、100万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期限までに、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境省補助金の交付決定通知書及び交付額確定通知書の写し
- (2) 領収書その他の購入代金の支払が確認できる書類の写し
- (3) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (4) 燃料電池フォークリフトの標識交付証明書の写し
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、1年度につき1回を限度とする。

（交付の決定等）

第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の額の確定の通知は、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月16日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

年度において富山市燃料電池フォークリフト導入補助金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び第 19 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※交付申請時から交付決定までに、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付要綱第 4 条の要件を満たさなくなった場合は、申告します。

交 付 申 請 額 金 円

申請者に関する事項	(所 在 地) 〒 (法人名及び代表者氏名) (担当者名) (電話番号)		
リース契約に関する事項 (補助対象車両使用者) ※申請者がリース事業者である場合に記入	(所 在 地) 〒 (法人名及び代表者氏名) (担当者名) (電話番号)		
補助対象車両の使用場所	〒 富山市		
補助対象車両	車名及び型式		
	車体番号		
登録年月日	年 月 日		
環境省補助金額確定通知日	年 月 日		
補助対象車両の 購入費用及び 環境省・県補助金額	①購入費用	補助対象車両の購入価格	円
	②環境省補助金額	環境省補助金交付額確定通知書に記載されている額	円
	③県補助金額	県補助金額確定通知書に記載されている額	円

様式第 2 号（第 8 条関係）

富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付決定通知書兼額確定通知書

富山市指令環政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市燃料電池フォークリフト導入補助金については、富山市補助金等交付規則第 5 条第 1 項、第 13 条及び第 19 条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |